

「兵庫緊急死亡労働災害根絶運動」実施要綱

－ 急増する死亡労働災害の根絶に向けた緊急取組 －

令和2年11月20日

1 趣旨

兵庫労働局では、平成30年度より、兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画（以下「13次防」という。）に取り組み、平成29年に発生した労働災害による死亡者数を5年間で15パーセント以上減少させることを目標として労働災害防止に努めているところである。

しかしながら、10月に死亡災害が多発し、11月12日の時点において、前年同期の死亡者数25人を既に上回る28人もの労働者の尊い命が失われました。

このため、当局では、これ以上の死亡災害を発生させないために死亡労働災害の根絶に係る緊急対策として、令和2年11月20日から令和3年1月31日を実施期間とする「兵庫緊急死亡労働災害根絶運動」を年末年始に向けて集中的に取り組むこととし、誰もが安心して健康に働くことが出来る職場の実現に向けて、事業者に安全衛生に関して強い関与を求め、「許容できないリスクがない職場づくり」について、全ての関係者が意識を共有し、死亡労働災害の根絶を目指すものである。

2 実施期間 令和2年11月20日（金）～ 令和3年1月31日（日）

3 兵庫労働局・労働基準監督署の実施事項

- (1) 兵庫労働局長による「兵庫緊急死亡労働災害根絶宣言」（局）
- (2) 各労働災害防止団体、経営者団体、関係業界団体等に対する緊急要請（局、署）
- (3) 労働局長による建設安全パトロールの実施（局）
- (4) 建設業労働災害防止協会兵庫県支部、各分会との合同パトロールの実施（局、署）
- (5) 監督指導及び個別指導の集中的実施（署）
- (6) 広報の実施（局、署）
- (7) 事業場が行う実施事項に係る指導援助（局、署）

4 労働災害防止団体、関係機関等の実施事項

- (1) 「兵庫緊急死亡労働災害根絶宣言」及び「兵庫緊急死亡労働災害根絶運動実施要綱」の会員事業者への周知、啓発
- (2) 上記3の実施事項への支援及び協力
- (3) 会員事業場に対する安全衛生活動の指導援助
- (4) 安全パトロール等の実施及び支援

5 事業者の実施事項

- (1) 業種横断的に実施する事項
 - ア 経営トップによる安全衛生への方針表明及び安全意識の高揚
 - イ リスクアセスメントの実施
 - ウ 安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - エ 安全作業マニュアルを活用した教育の実施、遵守状況の確認

- オ 4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全衛生活動の充実
- カ 交通労働災害防止対策の取組
- キ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）の取組
- ク 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策の取組
- ケ 年末年始の設備点検、清掃時の安全確認の徹底
- コ 積雪、凍結による災害防止に向けた措置の徹底
- サ 外部機関が行う中小規模事業場安全衛生サポート事業等の個別支援の活用、労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- シ 安全の日の設定等、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策に係る実施事項

ア 建設業における実施事項

- (7) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用
- (イ) フルハーネス型墜落制止器具の積極的な導入と適切な使用
- (ロ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施及び確実な職務の励行
- (ハ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (ニ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (ホ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成

イ 製造業における実施事項

- (7) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 自主的なリスクアセスメントの実施と残留リスクの管理
- (ロ) 製造業における職長の能力向上教育の受講及び講師の養成並びに確実な職務の励行

ウ 林業における実施事項

- (7) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用の徹底
- (イ) 適切な作業方法の実施
- (ロ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における実施事項

- (7) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ロ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (ハ) トラック等の逸走防止措置の実施
- (ニ) トラック等の後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- (ホ) 乗務開始前の点呼の実施（飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等）

オ 第三次産業における実施事項

- (7) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ロ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (ハ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発